

長期使用構造等であることの確認 (確認申請)

申請要領・申請図書一覧

増改築

ハウスプラス住宅保証株式会社

認定基準等について

- ☒ 長期優良住宅は認定時期等により種類が異なります。下表をご確認の上ご申請ください。
- ☒ 必ずご申請前に申請物件が認定基準に適合することをご確認ください。

1. 認定の種類ごとの認定基準について

認定の種類	時期	増改築の有無	認定基準※1
長期優良住宅 （新築住宅）	－ （新築工事の前に認定申請が必要）	－	新築基準
長期優良住宅 （既存住宅）	平成21年6月4日以降に新築 （新築以降増改築なし）	無	新築基準 （当該住宅の新築時点における 新築の認定基準）※2
	平成28年4月1日以後に増改築	有	増改築基準 （当該住宅の増改築時点における 増改築の認定基準）※2
	平成21年6月3日以前に新築 または 平成28年3月31日以前に増改築	無 または 有	増改築基準 （平成28年4月1日時点における 増改築の認定基準）※2
長期優良住宅 （増改築）	長期使用構造等の基準に適合させるために 増改築を行う予定のもの （増改築工事の前に認定申請が必要）	有	増改築基準

※1：長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（H21国土交通省告示第209号）

※2：改正前の告示については、こちらを参照ください。

(https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000212.html)

2. 省エネに係る基準について（2025年4月1日施行）

認定の種類ごとの具体的な省エネ基準は下記URLより参考資料を参照ください。

【参考】長期優良住宅認定基準の見直しに関する検討会（第6回）の資料3

(<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001855198.pdf>)

申請方法について

☒ 申請対象ごとの申請方法は下表のとおりです。

申請の対象とする範囲ごとの申請方法について

申請の対象とする範囲	ポータル申請	紙申請
一戸建ての住宅	◎	（原則ポータル申請）
共同住宅等（長屋・店舗等併用住宅の住戸を含む）	△※1	○

※1 小規模な共同住宅等に関り、ポータル申請が可能です。

サービス選択（ポータル申請）について

ハウスプラス住宅保証サービス

☐ 設計評価
 ☐ 低炭素建築物サービス

☐ 設計評価マスタから追加
 ☐ BELSサービス

☐ 保険同等検査サービス
 ☒ ファイルサービス

☐ 長期確認
 ☐ CADデータ連携

追加するサービスを選択して下さい。

次世代住宅ポイント(共同)

東京ゼロエミ住宅(設計確認)

長期優良住宅(既存・増改築)

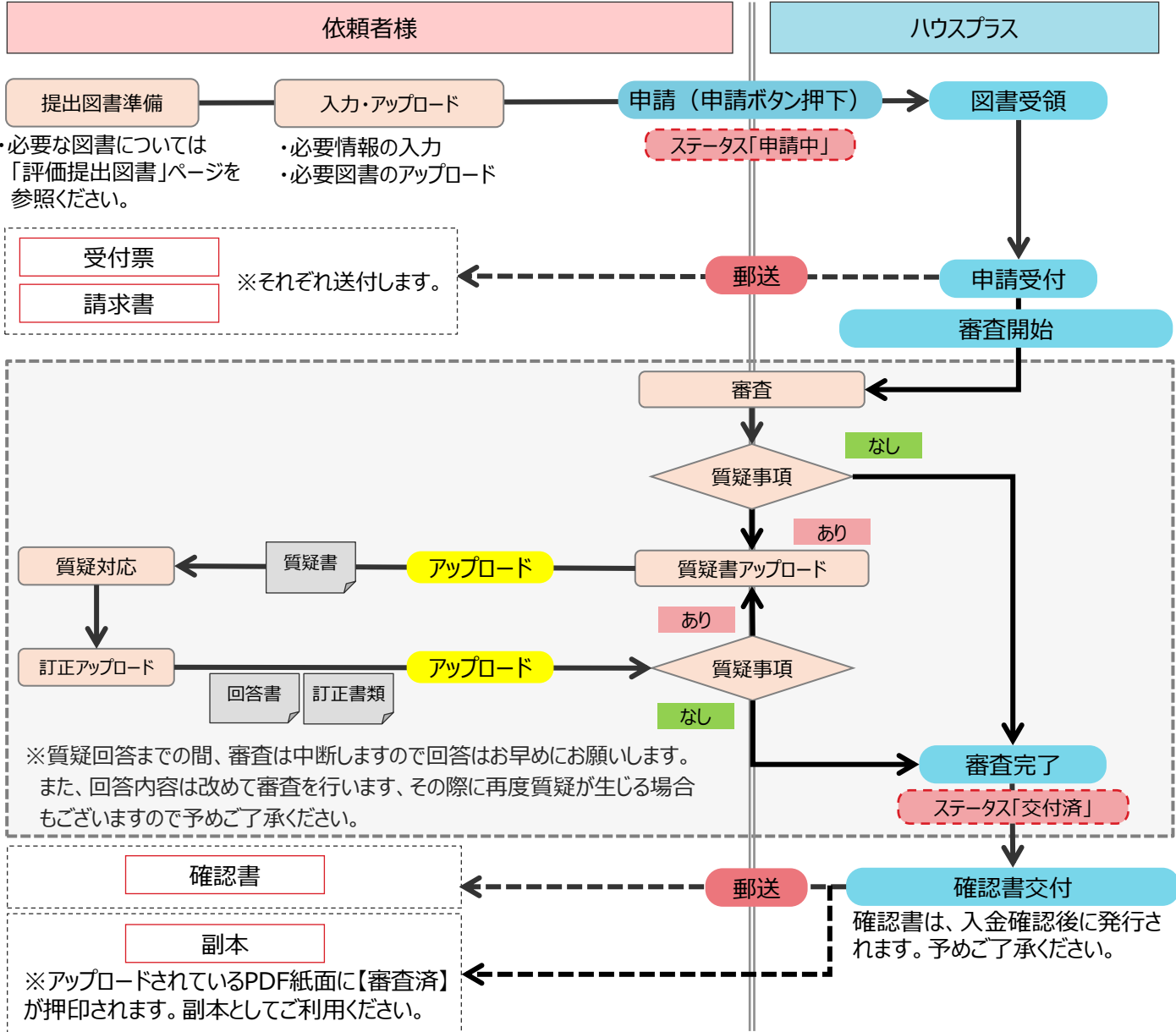
ポータル申請時のサービス選択は、『**ファイルサービス**』を選択し、その後のプルダウンで『**長期優良住宅（既存・増改築）**』を選択します。

評価フローについて

ポータル申請

- ☑ ポータル申請は、以下のフローによります。
- ☑ 店舗併用住宅及び長屋については、共同住宅等として申請が必要です。

申請受付～ 確認書交付までの期間（目安）	一戸建ての住宅	約3～4週間
	店舗併用住宅・長屋	4週間～

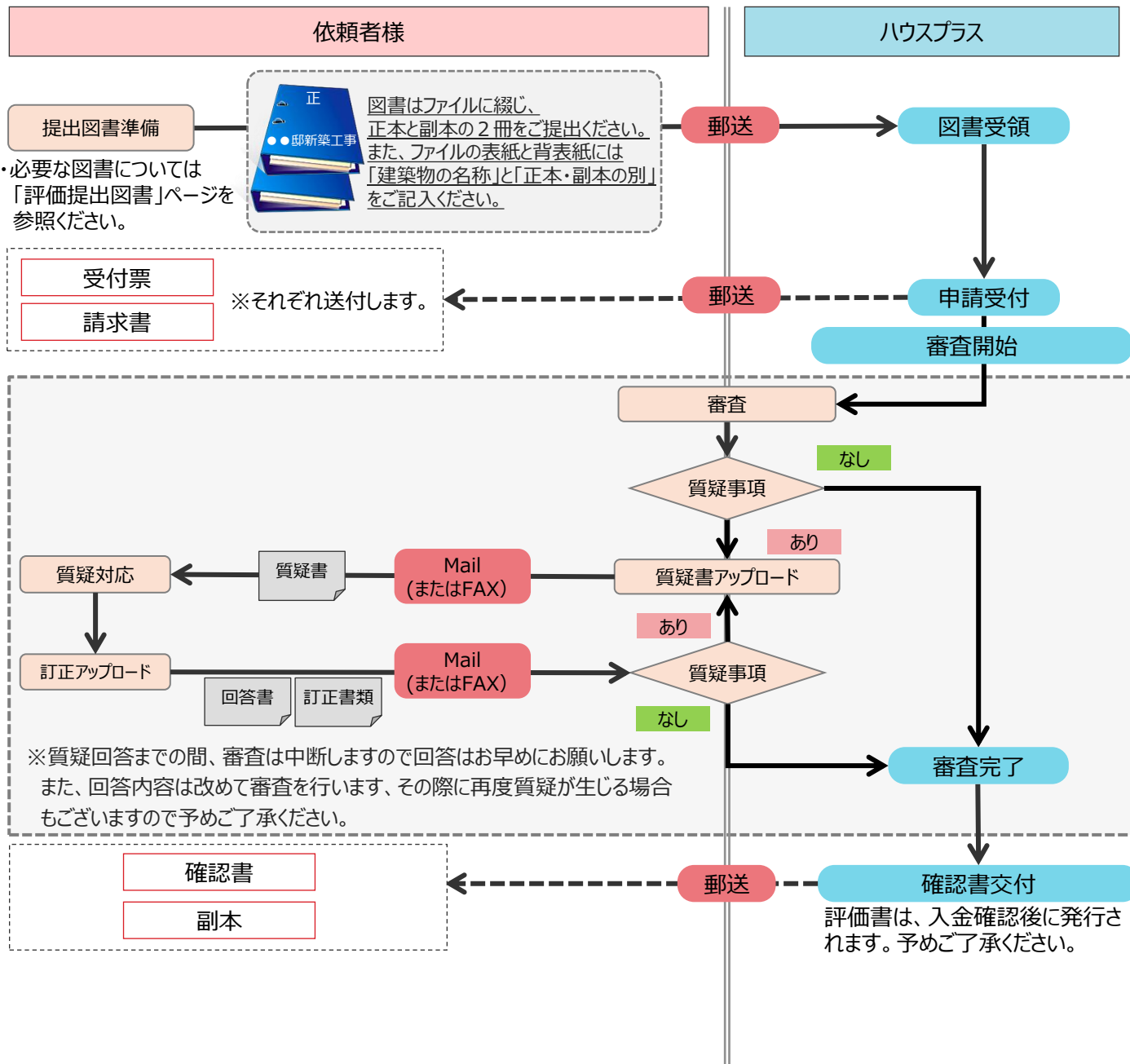


評価フローについて

紙申請

- ☑ 紙申請は、以下のフローによります。
- ☑ 店舗併用住宅及び長屋については、共同住宅等として申請が必要です。

申請受付～ 確認書交付までの期間（目安）	一戸建ての住宅	約3～4週間
	店舗併用住宅・長屋	4週間～



«申請図書送付先»

〒105-0022 東京都港区海岸1-11-1 ニューピア竹芝ノースタワー18 階
ハウスプラス住宅保証株式会社 「長期優良住宅 確認申請サービス」宛て
TEL:03-4531-7200 FAX:03-4531-7201

申請図書一覧（1/2）

- ☒ 提出図書は下表の通りです。（長期優良住宅法施行規則による）
- ☒ 紙申請の場合は、長期使用構造等確認申請サービス申込書を除き、正副2部の提出が必要です。

必須

図書の種類	記載する内容及び注意点
長期使用構造等確認申請サービス申込書 （ハウスプラスが定める様式）	申請の種類、他サービスの利用予定の有無、物件情報、申請担当者情報等
確認申請書	申請者等の概要、建築物に関する事項
申請添付図書	別表1及び別表2に掲げる図書

別表1

長期使用構造等の確認を要する場合（確認申請）に必要な申請添付図書

図書の種類	明示すべき事項（注意点）
設計内容説明書	・住宅の構造及び設備が長期使用構造等であることの説明
付近見取図	・方位、道路及び目標となる地物
配置図	・縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、空気調和設備等（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二条第一項第二号に規定する空気調和設備等をいう。）及び当該空気調和設備等以外のエネルギー消費性能（同号に規定するエネルギー消費性能をいう。）の向上に資する建築設備（以下この表において「エネルギー消費性能向上設備」という。）の位置並びに配管に係る外部の排水ますの位置
仕様書（仕上げ表を含む）	・部材の種別、寸法及び取付方法並びにエネルギー消費性能向上設備の種別
各階平面図	・縮尺、方位、間取り、各室の名称、用途及び寸法、居室の寸法、階段の寸法及び構造、廊下及び出入口の寸法、段差の位置及び寸法、壁の種類及び位置、通し柱の位置、筋かいの種類及び位置、開口部の位置及び構造、換気孔の位置、設備の種別及び位置、点検口及び掃除口の位置並びに配管取出口及び縦管の位置
用途別床面積表	・用途別の床面積
床面積求積図	・床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
二面以上の立面図	・縮尺、外壁、開口部及びエネルギー消費性能向上設備の位置並びに小屋裏換気孔の種別、寸法及び位置
断面図又は矩計図	・縮尺、建築物の高さ、外壁及び屋根の構造、軒の高さ、軒及びひさしの出、小屋裏の構造、各階の天井の高さ、天井の構造、床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造
基礎伏図	・縮尺、構造躯体の材料の種別及び寸法並びに床下換気孔の寸法
各階床伏図	・縮尺並びに構造躯体の材料の種別及び寸法
小屋伏図	・縮尺並びに構造躯体の材料の種別及び寸法
各部詳細図	・縮尺並びに断熱部その他の部分の材料の種別及び寸法
各種計算書	・構造計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容
機器表	エネルギー消費性能向上設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
状況調査書	・建築物の劣化事象等の状況の調査の結果
各種認定書 および 別添	・住宅型式性能認定書、型式住宅部分等製造者認定書、特別評価方法認定書、各種大臣認定書等（別添まで提出願います）
各種カタログ・試験成績書等	・性能値が確認できるもの（第三者機関で性能が確認されているもの）

注）表に掲げる明示すべき事項を当該図書の種類以外の図書に明示する場合においては、当該図書に明示することを要しません。

注）その他審査に必要な書類のご提出をお願いする場合がございますのでご協力願います。

申請図書一覧（2/2）

別表 2

長期使用構造等の確認を要する場合（確認申請）に必要な申請添付図書

図書の種類	明示すべき事項（注意点）
配置図	・空気調和設備等（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二条第一項第二号に規定する空気調和設備等をいう。）及び当該空気調和設備等以外のエネルギー消費性能（同号に規定するエネルギー消費性能をいう。）の向上に資する建築設備（以下この表において「エネルギー消費性能向上設備」という。）の位置
仕様書（仕上げ表を含む）	・エネルギー消費性能向上設備の種
各階平面図	・各室の名称、用途及び寸法並びに設備の位置
用途別床面積表	・用途別の床面積
二面以上の立面図	・外壁、開口部及びエネルギー消費性能向上設備の位置
機器表	・エネルギー消費性能向上設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
各種カタログ・試験成績書等	・性能値が確認できるもの（第三者機関で性能が確認されているもの）

注）表に掲げる明示すべき事項を当該図書の種類以外の図書に明示する場合においては、当該図書に明示することを要しません。

注）その他審査で必要な書類のご提出をお願いする場合がございますのでご協力願います。